

税額の決め方

国保税の税額はどうやって計算するの？

次の3つの項目をもとに算定して一世帯ごとの国保税を決めています。世帯内に介護保険2号被保険者がいる場合は、介護分を合わせて計算します。

3つの項目	区分税率(額)			備考
	医療分	支援金分	介護分	
①所得割	8.6%	2.6%	2.3%	世帯内の加入者一人ずつについて計算します。前年中の所得から基礎控除43万円(※1)を除いた額に税率をかけます。
②均等割	26,500円	7,500円	9,000円	世帯内の加入者数に応じて計算します。(※2)
③平等割	27,000円	7,400円	6,000円	一世帯につきいくらと計算します。

限度額	年間	年間	年間	一世帯の最高限度額は、 合計104万円(※3)です。
	650,000円	220,000円 (200,000)	170,000円	

※1 前年の合計所得金額により基礎控除額が異なります。

2400万円以下の場合・・・43万円

2400万円超2450万円以下の場合・・・29万円

2450万円超2500万円以下の場合・・・15万円

2500万円超の場合・・・0万円

※2 未就学のお子様については、均等割額を半額とします。

※3 令和4年度の課税限度額は102万円、令和5年度は104万円です。

医療分	①所得割	加入者全員の所得	×	8.6%	=	円
	②均等割	26,500円	× <td>人</td> <td>=</td> <td>円</td>	人	=	円
	③平等割		=		=	27,000円

国民健康保険税(医療分) 円…(A)

支援金分	①所得割	加入者全員の所得	×	2.6%	=	円
	②均等割	7,500円	× <td>人</td> <td>=</td> <td>円</td>	人	=	円
	③平等割		=		=	7,400円

国民健康保険税(支援金分) 円…(B)

介護分	①所得割	加入者全員の所得	×	2.3%	=	円
	②均等割	9,000円	× <td>人</td> <td>=</td> <td>円</td>	人	=	円
	③平等割		=		=	6,000円

国民健康保険税(介護分) 円…(C)

(A) + (B) + (C) の合計が1年間の国民健康保険税です。 円

税額の計算例

夫	41歳	給与収入	300万円	給与所得	202万円
		課税標準額	202万円 - 43万円 = 159万円		
妻	38歳	給与収入	103万円	給与所得	48万円
		課税標準額	48万円 - 43万円 = 5万円		
子	10歳	収入なし			
母	66歳	年金収入	180万円	年金所得	70万円
		課税標準額	70万円 - 43万円 = 27万円		
世帯の課税標準額		159万円 + 5万円 + 27万円 = 191万円			

医療分	①所得割	1,910,000円	×	8.6%	=	164,260円
	②均等割	26,500円	× <td>4人</td> <td>=</td> <td>106,000円</td>	4人	=	106,000円
	③平等割		=		=	27,000円

国民健康保険税(医療分) 297,200円…(A) *

支援金分	①所得割	1,910,000円	×	2.6%	=	49,660円
	②均等割	7,500円	× <td>4人</td> <td>=</td> <td>30,000円</td>	4人	=	30,000円
	③平等割		=		=	7,400円

国民健康保険税(支援金分) 87,000円…(B) *

介護分	①所得割	1,590,000円	×	2.3%	=	36,570円
	②均等割	9,000円	× <td>1人</td> <td>=</td> <td>9,000円</td>	1人	=	9,000円
	③平等割		=		=	6,000円

国民健康保険税(介護分) 51,500円…(C) *

(A) + (B) + (C) の合計が1年間の国民健康保険税です。 435,700円

* (A)、(B)、(C) は、100円未満切り捨て